

# 伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金

**【募集期間】平成29年4月13日(木)～5月31日(水)17:15必着**

この補助金は、伝統産業・地場産業の技術伝承・向上など後継者育成を目指す取組や、若手の技術向上・販路開拓のための取組に要する経費の一部を助成することにより、伝統産業・地場産業の振興を図るものです。

## 1. 支援対象

伝統産業・地場産業に携わる事業者であって、県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等（伝統産業・地場産業に属する中小企業者等による任意グループを含む）が対象です。

なお、伝統産業・地場産業とは、下記のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 伝統産業とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品産業、及び三重県知事の指定を受けた伝統工芸品産業のことをいう。
- (2) 地場産業とは、鋳物業、木製品製造業、水産加工業、貴金属加工業、製茶業、製麺業、繊維製品製造業、清酒製造業、みそ・醤油製造業、ゴム製品履物製造業など、県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業（※）のことをいう。  
（※）「県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業」とは、その地域特有の材料や素材を使ったり、伝承されている生産技術により生産されるものをいいます。

## 2. 支援対象となる事業

伝統産業・地場産業の技術伝承・向上など後継者育成を目指す取組や、若手の技術向上・販路開拓のための取組が対象です。

（例）

- 後継者の技術力向上、専門知識・技術の習得を目的とした研修
- 若手の技術力向上や販路開拓を目的とした出展
- 将来の後継者育成、確保を目的とした児童・生徒等（小学生から大学生まで）を対象とする製作体験

## 3. 補助対象の範囲

補助対象費目は別表のとおりです。（但し、補助事業に要する必要最小限の経費とします。）

## 4. 補助率

補助金の交付額は、補助対象となる経費の1/2以内で、予算の範囲内で交付します。  
下限は25万円、上限は50万円とします。

## 5. 申請に必要な書類

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 定款及び登記簿謄本（任意のグループ・組合による申請の場合、規約（定款、要領等）、組織図及び代表者を定めた書類）
- (3) 最近2年間の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）
- (4) 県税及び消費税及び地方消費税の納税（滞納していない）証明書
- (5) 役員名簿一覧表（様式は任意：氏名（ふりがな）、年齢、性別、生年月日を明記すること）
- (6) 任意グループの場合はグループに属する全ての事業者等の役員名簿一覧を提出すること
- (7) その他知事が必要と認める書類

## 6. 採択基準

有識者からなる予備審査委員会により、事業計画の内容について、事業の妥当性、事業の具体性、事業の実現可能性、事業の市場性・将来性、事業の地域に対する影響等に着目して審査を行い、その結果を参考にして知事が採択を決定します。

なお、審査は「書類」及び「プレゼンテーション」による聞き取りを実施します。

## 7. 補助事業のスケジュール

1 事業計画書の提出	提出期限：5月31日 お早めにご提出願います。
2 審査委員会	6月中旬頃 プレゼンテーションによりご説明頂きます。
3 審査結果通知、 補助金の交付申請	6月下旬頃 審査結果を郵送にて通知します。 審査の結果、採択された事業については補助金交付申請書をご提出頂きます。
4 交付決定・事業の実施	7月初旬頃 交付決定後、事業に着手頂きます。 ※事業内容や経費の変更がある場合は、都度変更承認が必要です。
5 補助事業の完了	完了期限：3月31日 実績報告書を4月10日までにご提出頂きます。 実績報告書に基づく書類検査・現地調査を行います。
6 補助金額の確定・支払い	5月上旬頃

## 8. 補助対象経費

経費区分	内 容
謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金
旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費
庁 費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、デザイン料、資料購入費、教材費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、設備の賃借料及び保守料、資料作成費、出展料
委託費	研修委託費、調査研究委託費
その他	上記以外の経費で知事が必要と認める経費

## 9. 応募方法

事業計画書（様式第1号）を作成のうえ、添付書類とともに、募集期間内までに郵送または持参にて下記応募受付先までご提出ください。事業計画書は下記ホームページよりダウンロードできます。

**皆様のご応募・ご相談をお待ちしています！！**

【応募受付先及びお問い合わせ先】

三重県雇用経済部 三重県営業本部担当課 伝統産業・地域資源活用班  
〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県庁8階  
TEL：059-224-2336/FAX：059-224-3024/E-mail: eigyo@pref.mie.jp  
URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031100064.htm>

